

**ご注意ください**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各問合せ先へご確認ください。



### 就任しました 区議会副議長、区議会議員選 出監査委員

5月27日に開かれた令和4年度墨田区議会定例会招集議会で、副議長におおこし 勝広氏が選出され、同日付けで就任しました。

また、区議会議員選出の監査委員に、沖山 仁氏が選任同意され、同日付けで就任しました。



おおこし 勝広 副議長



沖山 仁 監査委員



### 緑出張所でキャッシュレス決済が利用 できます 各種証明書等手数料の支払い

6月16日から、緑出張所(緑3-7-3)で交付する各種証明書等にかかる手数料の支払いに、キャッシュレス決済が利用できるようになります。

**【証明書等の種類】**▶住民票の写し、印鑑登録、印鑑登録証明書、戸籍関係証明書等 ▶課税(非課税)証明書、納税証明書 \*税金、国民健康保険料、介護保険料を緑出張所窓口で支払う際はキャッシュレス決済利用不可**【利用できるキャッシュレス決済の種類】**▶電子マネー=Suica、PASMO、nanaco、WAON、楽天Edy ▶スマートフォン決済アプリ=PayPay、d払い、au PAY、楽天ペイ、メルペイ**【問合せ】**緑出張所 ☎3634-2656



### 10月1日に施行されます 墨田区歩きスマホによる事 故等の防止対策の推進に関 する条例

スマートフォン等の普及に伴い、歩きスマホによる事故等が増加しているため、防止に関する周知や啓発の必要性を鑑みて、「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」が10月1日に施行されます。この条例は、区の責務(歩きスマホによる妨害行為が原因の事故等の防止に向け啓発等を行い、区民の理解と協力を促進する等)と、区民等の役割(公共の場所で歩きスマホによる妨害行為を行わないよう努める等)を定めています。

歩きスマホによる事故防止へのご協力をお願いします。

**【問合せ】**安全支援課安全支援・空き家対策係 ☎5608-6199



### 誰もが心を通わず暮らしやすいまちへ 心のバリアフリー動画 YouTubeで公開中!



みんなが楽しく学べる「心のバリアフリー動画」を公開中! ぜひ見てくださいね!



**【問合せ】**障害者福祉課庶務係 ☎5608-6466・FAX5608-6423



### 6月30日が納期限です 特別区民税・都民税(第1期分)

令和4年度特別区民税・都民税(普通徴収)の納税通知書をお送りしました。第1期分の納期限は6月30日です。納期限までに、税務課(区役所2階)、各出張所・金融機関・コンビニエンスストア、モバイルレジ、スマートフォン決済アプリで納めてください。口座振替の場合は6月30日が振替日(引き落とし日)ですので、前日までに入金してください。なお、これから口座振替を申し込む方は、第2期分から引き落としを開始します。また、クレジットカード納付も利用できます。詳細は区ホームページをご覧ください。

**【問合せ】**▶税額について=税務課課税係 ☎5608-6135 ▶クレジットカードによる納付方法等について=税務課税務係 ☎5608-6133 ▶納税相談について=税務課納税係 ☎5608-6142



### 6月30日が納期限です 固定資産税・都市計画税(第 1期分)

令和4年度固定資産税・都市計画税第1期分の納期限は6月30日です。納付書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア等で、納期限までに納めてください。口座振替や金融機関・郵便局のペイジー対応ATMのほか、スマートフォン決済アプリ、パソコン等からクレジットカードやインターネットバンキングでも納付できます。

**【問合せ】**▶固定資産税・都市計画税について=墨田都税事務所 ☎3625-5061 ▶口座振替について=都主税局徴収部納税推進課 ☎3252-0955、税務課税務係 ☎5608-6008



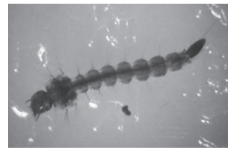
### ボウフラ対策が重要です 蚊の発生防止対策

梅雨から真夏にかけては、蚊の発生が増える季節です。殺虫剤等で蚊を駆除しても、ボウフラ(蚊の幼虫)が生き残っていると、数日でまた蚊が発生します。ボウフラは、庭や物陰にあるほんの小さな水たまりに産み付けられた卵が水の中でふ化することで発生しますが、水がなければ生きられません。そのため、屋外にある植木鉢の受け皿やバケツ、食品トレーなどの容器、落ち葉で詰まった雨どい、古タイヤ、防水シートのゆるみなどにたまった水を捨てて、ボウフラの成育環境をなくしましょう。防火水槽など水をためておくものには、しっかりと蓋をするか防虫網を掛け、蚊が産卵できないようにしておきましょう。

**【問合せ】**生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939



▲ヒトスジシマカ(成虫)



▲ボウフラ(蚊の幼虫)



### 納入通知書等を送付します 国民健康保険料

令和4年度の国民健康保険料について、国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主へ、今月中に納入通知書等をお送りします。詳細は、同封の案内をご覧ください。

なお、保険料の決定には、収入がない方も住民税の申告が必要です。国民健康保険加入者は、4年1月1日に住民票があった市区町村で申告をしてください。申告がない場合、保険料の決定や減額判定のほか、高額療養費の支給、入院時に負担する食事代の減額等にも不利益が生じることがあります。

#### ■普通徴収(納付書または口座振替による納付)

普通徴収の保険料は、6月~5年3月に10回に分けて納めてください(納付書は10回分をまとめて送付)。保険料は、4年度算定基礎額(前年の総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた金額)を基に計算します。算定基礎額が確定していない場合は、保険料の所得割分が決定できないため、均等割分のみを先にお知らせし、算定基礎額の確定後、7月以降に改めて納付書を送付します。

#### ■特別徴収(公的年金等からの徴収)

3年度から引き続き特別徴収に該当する方と、4年度から新たに特別徴収に該当する方へ、7月中に納入通知書を送付します。

**【問合せ】**国保年金課こくほ資格係 ☎5608-6121



### 対象の方はご利用ください 新型コロナウイルス感染症 の影響による令和4年度分 国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、一定程度を超える収入の減少が見込まれる場合は、保険料が減免されることがあります。減免を受けるためには、申請が必要です。減免の対象となる世帯などの詳細は、今月中に送付する令和4年度国民健康保険料納入通知書に同封の案内または区ホームページをご覧ください。

**【問合せ】**国保年金課こくほ保険料係 ☎5608-6127



### お済みですか MR(麻しん・風しん混合) 予防接種

MR予防接種第1期の対象者(1歳児)には1歳の誕生月の前月に、第2期の対象者(幼稚園等の年長児に相当する年齢の子ども)には3月末に、予防接種予診票等をお送りしています。

麻しん(はしか)は、感染力が非常に強く、かかると重篤な肺炎や脳炎を引き起こすことがあります。また、平成30年の夏以降、風しんの予防接種の機会がなかった世代を中心に風しんの発生が確認されています。まだ接種していない場合は、できるだけ早く接種を受けましょう。

なお、第1期・第2期の各接種期間内に受けることができなかった場合は、救済措置の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

**【費用】**無料**【問合せ】**▶保健予防課感染症係 ☎5608-6191 ▶向島保健センター ☎3611-6135 ▶本所保健センター ☎3622-9137

### 薬物乱用は

### 「ダメ。ゼッタイ。」

誘われても、勇気をもって、はっきりと断りましょう!

**【問合せ】**生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939

